



平成 29 年 2 月 27 日

株主各位

会 社 名 株式会社歯愛メディカル
(コード番号 3540 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 清水 清人
問合せ先 執行役員経営管理部長 亀田 登
T E L 076-278-8802
U R L <http://ci-medical.co.jp>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 28 日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

(1) 事業目的の追加

当社は、今後の事業展開に備え、事業目的の一部を変更するものであります。

(2) 監査役会の設置

当社は現在、監査役相互の連絡・意見交換を行う場として、任意の組織である監査役協議会を設置しておりますが、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実と強化を図るため、監査役会設置会社に移行するものです。

(3) 会計監査人の設置

当社は現在、有限責任 あずさ監査法人により、東京証券取引所の規則に基づいての監査を受けておりますが、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実と強化を図るため、会計監査人設置会社に移行するものです。なお、会計監査人には有限責任 あずさ監査法人が就任する予定です。

2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

下線部分に変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～22 (条文省略) (新 設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～22 (現行通り) <u>23. 結婚相手の紹介及び情報提供</u> <u>24. 酸素・亜酸化窒素等の販売</u> <u>25. 理容室、美容室、ビューティーサロン等への医療機器・用品等の販売及び修理</u> <u>26. 理容室、美容室、ビューティーサロン等への医療機器・用品等の輸出及び輸入</u> <u>27. 理容室、美容室、ビューティーサロン等への講習会、開業プロデュース、コンサルタント業務</u> <u>28. 再生医療関連事業</u> <u>29. 上記各号に付帯関連する一切の事業</u>
23. 上記各号に付帯関連する一切の事業	

<p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び<u>取締役会</u>のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)～(2) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5条～第30条 (条文省略)</p> <p>第6章 監査役</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、3名以内とする。</p> <p>第32条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第34条～第35条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び<u>取締役</u>のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)～(2) (現行通り)</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第30条 (現行通り)</p> <p>第6章 監査役及び<u>監査役会</u></p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第31条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 当社の監査役は、3名以上5名以内とする。</p> <p>第33条～第34条 (現行通り)</p> <p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第39条～第40条 (現行通り)</p> <p>第7章 <u>会計監査人</u></p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第41条 当社は、<u>会計監査人</u>を置く。</p> <p>(<u>会計監査人の選任</u>)</p> <p>第42条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p>第43条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の</u></p>
--	--

第7章 計算 第36条～第38条 (条文省略)	<u>終結の時までとする。</u> 第8章 計算 第44条～第46条 (現行通り)
----------------------------	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成29年3月28日 (火)
平成29年3月28日 (火)

以上